# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	•••	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	•••	5
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年10月分)	• • •	7

# 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る 意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送 法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名:一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止

事案番号: 24C06

事業者名:西武バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所(地域協議会において行った場合には、その旨)

令和6年11月15日(金曜日)

13時00分から(東京都) AB聴聞室

14時00分から(練馬区) AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

- 3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は 名称及び住所
  - •東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1
  - ・練馬区長 東京都練馬区豊玉北6-12-1
- 4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

関東運輸局長藤田 礼子 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 地方自治体名 東京都 (首長名) 東京都知事 小池 百合子 (公印省略)

# 意見の陳述書

今般、令和6年11月15日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止

事案番号 : 24006

- 2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介
- 3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元区が十分な調整を図るようお願いします。



## 関東運輸局長 殿

所 在 地 東京都練馬区豊玉北6-12-1 自 治 体 名 練馬区 練 馬 区 長 前川 燿男

## 意見陳述書

- 1 事案の件名及び事案番号事案の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止事案番号 24C06
- 2 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職名 練馬区長 前川 燿男
- 3 意見の聴取における陳述の概要

当該路線は、沿線に駅、学校および商業施設を有しており、本区民の重要な交通手段となっていることから、休廃止の影響は大きい。区は、バス事業者に対し、当該バス路線の継続を求めるものである。

従って、利用者の影響を考慮すると、休廃止の繰り上げは承認できない。 路線廃止をする場合には、バス利用者や周辺住民等関係者へ遺漏のないよう周 知徹底と十分な説明に努め、旅客の利便が損なわれることのないよう求める。



## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 茨城運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ムツミ観光自動車(法人番号:1050002016055) 代表者 小松崎 勝夫
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県石岡市柿岡2989-1 (本社営業所) 茨城県石岡市柿岡2989-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6)違反行為の概要	令和6年7月30日及び令和6年9月3日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 港區占粉付与坐河	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社啓和たすかる (法人番号:5030001029865) 代表者 橋満 隆
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県所沢市三ヶ島4-2216-2 (本社営業所) 埼玉県所沢市三ヶ島4-2216-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月24日、定期的な監査を実施。1件の違反が 認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
(1) 建汉宗教自予权机	当該事業者の累積点数 0点

| 注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20241001	株式会社 Top Dogg E xpress(法人番号 7030001068390)代表者: 加藤 純一	神奈川県相模原市中央区上溝2346-18	本社	神奈川県相模原市中央区上溝2346-18 2階	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和5年5月19日及び同年6月19日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項。(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)点検整備記錄簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)点検整備記錄簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業執送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反	5	5
20241001	五島運輸倉庫 株式会社 (法人番号 4011801007724)代表者: 高橋 文江	東京都足立区入谷7-15-6	千葉	千葉県袖ヶ浦市岩井字 谷697-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年1月25日、同年2月2日及び同年2月14日監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	3	3
20241001	株式会社 タカロジ(法人 番号5060001008115)代表 者:道幸 由竹	栃木県那須郡那珂川 町小川3489	大田原	栃木県大田原市上石上 字東山1528-14	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月28日及び同年12月 27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20241002	有限会社 蓼沼商事(法人番号5060002033954)代表者:蓼沼 博明		本社	栃木県佐野市戸奈良町 2503-1	文書警告		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月12日、 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20241007	株式会社 井ノ瀬運送 (法人番号 3030001084458)代表者: 井ノ瀬 広和	埼玉県熊谷市大字佐 谷田1631	本社	埼玉県熊谷市大字佐谷 田1632	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年8月21日、 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20241016	株式会社 明悠物流(法人 番号5030001066999)代表 者:鈴木 龍司		本社	埼玉県越谷市大間野町 4-114-8	輸送施設の使用停止 (210日車)、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月27日及び同年11月9日、監査を実施、13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4頃)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4頃)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第33条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結第9条第1項、(10)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項、(10)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	21	21
20241016	株式会社 三十八商事(法 人番号1021001068957)代 表者:川勾 久明		群馬	群馬県佐波郡玉村町大字下新田1023-1	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年9月14日及び同年10月16日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	10	10
20241016	有限会社 双葉工業 (法 人番号2030002114850)代 表者:舎川 雅信	埼玉県深谷市大字大 谷字櫛挽2838-1	本社	埼玉県深谷市大谷283 8-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年12月7日及び同年12月12日、監査を実 施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	6	6
20241017	株式会社 マルノウチ(法 人番号7010001022770)代 表者:宮崎 幸正	東京都千代田区麹町4	横浜	神奈川県川崎市川崎区 東扇島18-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第1項	健康起因事故を引き起こした旨の報告があったことを端緒として、令和6年9月4日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
	株式会社 ベストワントラン スポート(法人番号 1012801019035)代表者: 山川 智之	東京都羽村市神明台3 -24	本社	東京都羽村市神明台4 -1-5	輸送施設の使用停止 (210日車)	輸送安全規則第7条第5項	労働局からの通報を端緒として、令和5年10月11日及び同年11月7日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	21	21
	有限会社 大鈴通商(法人番号4040002082681)代表者:鈴木 秀輔		本社	千葉県茂原市小林125 3	輸送施設の使用停止 (175日車)	輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年7月19日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	18	18
20241022	株式会社 将総業(法人番号7020002047576)代表者:安部 将道	神奈川県川崎市川崎 区東扇島19-2 東扇 島C棟倉庫3階F室		神奈川県川崎市川崎区 東扇島19-2 東扇島C 棟倉庫3階F室		輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年6月29日、監査を実施、8 件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	12	12

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20241022	タムラ運輸サービス 株式 会社(法人番号 1021001041402)代表者: 田村 琢馬	神奈川県横須賀市久里浜1-2000-12		神奈川県横須賀市久里浜1-2000-50	輸送施設の使用停止 (20日車)	4項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月17日及び同年2月1日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業未第9条第1項)	2	2
20241023	土田運送 有限会社(法人番号3011802015826)代表者:土田 正義		本社	東京都足立区日/出町8 -12	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第1項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月6日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20241029	有限会社 正力運輸(法人番号5010702004128)代表者:湯澤 結美		本社	東京都品川区勝島1-4-11	輸送施設の使用停止 (50日車)	輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月24日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	5	5
20241029	有限会社 オノデラ(法人 番号1011802030240)代表 者:小野寺 義徳		本社	東京都足立区鹿浜8-3-3	輸送施設の使用停止 (50日車)		法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月28日及び同年3月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
	大澤運輸 有限会社(法人番号3030002116524)代表者:小林 清		本社	埼玉県深谷市大字宿根1316-2	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月30日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条の3、道路運送車両法第52条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	5	5
20241029	住吉陸送 有限会社(法人 番号5090002004259)代表 者:橋本 博仁		本社	山梨県中央市山之神流 通団地3162-15	輸送施設の使用停止 (40日車)		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月17日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
	管原運送 有限会社(法人番号4060002024087)代表者: 管原 優		本社	栃木県大田原市上石上 1539-8	輸送施設の使用停止 (10日車)	輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年1月23日、監査を実施。3 件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20241029	関東マルエス 株式会社 (法人番号 4040001025939)代表者: 福本 路昭	千葉県市川市田尻3-3-5	群馬	群馬県太田市脇屋町70 8-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 5	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年5月17日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	1	1

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)